



平安政治史上における花山朝の評価

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿部, 猛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000763

平安政治史上における花山朝の評価

阿 部 猛

北海道学芸大学釧路分校史学研究室

Takeshi ABE: The Place of Kazan Era in the
Political History of Heian Period

1. はしがき

花山天皇は永観2年(984)8月27日に受禪、寛和2年(986)6月23日に退位したから、在位期間はわずか2年に満たない。それにも拘らず、花山朝が平安政治史のひとつとして、その名を止めているのは、その通貨政策・物価政策・荘園政策等の一連の経済政策の故である。

川上多助氏は、花山天皇治世が短期間であつたにも拘らず「頗る活気に富んでいたことが注意せらるる」¹⁾とのべ、田村泰氏は「前代より綱紀の弛めるを正して」「稍見るべきものあらんとした」²⁾とのべ、藤木邦彦氏は「活気ある政治が行なわれた」³⁾といい、読売新聞社『日本の歴史』第3巻では、「前後の時代にくらべると、多少は、政治らしい政治が行なわれた」(123頁)と評価している。

『日本の歴史』は「政治らしい政治が行なわれた」というが、それも「前後の時代にくらべると」という限定つきである。ここでは、形式的になり、儀礼化した摂関政治のイメージを基調として、それに対比しての、相対的な評価が与えられているのである。およそ大局的には、こうした評価が花山朝に与えられることは妥当であろう。しかし、何分にも治世わずか2年にすぎず、関係の史料も極めて少ないので、前記の一連の経済政策についても、その具体相を明らかにしがたいのである。従来諸書も、史料上の表現をそのまま採用して簡単な記述をなすに止つたのは、またやむをえぬところであつた。以下のべるところも、同様の史料的制約は免れないが、推測を廻らしながら本期の政治の在り方を、平安政治史の上にとどのように位置づけることができるかを考えてみたい。

註

- 1) 綜合日本史大系第3巻『平安朝史(上)』604頁。
- 2) 富山房刊『国史辞典』第2巻「花山天皇」。
- 3) 『日本全史』第3巻193頁。

2. 花山天皇即位の事情

政治の実体がいかにあれ、政権としての藤原政権が最も安定を示した時期は、やはり道長の時代であろう。道長政権確立に至る途は長く、しかも陰謀・鬪闘の連続であつた。平安時代の藤原氏が、政権確立のためにうち破るべき対立者は、大伴氏の如き古代的豪族、菅原氏の如き新官僚と皇親の末たる源氏であつた。貞観8年(866)の応天門の変は大伴氏を没落させ、延喜元年(901)には菅原道真を失脚せしめ、安和2年(969)のいわゆる安和の変は皇親勢力の代表者たる源高明を失脚させた。

花山天皇はもと師貞親王といい、安和の変後、円融天皇即位と共に皇太子に立てられた。従つて、花山天皇出現の事情を考えるには、立太子の時までさかのぼつてみなければならない。安和の

変が、源高明を失脚させるための藤原師尹による陰謀であつたらしいことは、既に『大鏡』(巻3・師尹伝)が、「その御事のみだれば、この小一条のおとどのいひいで給へるとぞ世の人きこえし」といつているのをはじめとして、現在の研究者の認めるところであろう¹⁾。花山天皇の父は冷泉天皇、母は伊尹の娘懐子で、安和元年10月に誕生した。一方、伊尹の弟の兼家も娘超子を冷泉天皇の下に入内せしめていたから、伊尹は師貞親王を皇太子に立てることによつて、将来に有利な条件を早くつくり出しておく必要を感じていたにちがいない。安和2年8月、冷泉天皇が退位し円融天皇に代り、即日、師貞親王は皇太子に立つた。これによつて伊尹は、やがて天皇の祖父として権勢を振いうる条件を獲得した。伊尹は叔父実頼の死後、関白・太政大臣となつたが、天禄3年(972)12月、49歳の若さで歿した。伊尹なきあと実権を握つたのは弟の兼通と実頼の子頼忠であつた。兼通の対立者は弟の兼家であつた。兼通は天延元年(973)2月29日その娘皇子を入内せしめて女御としたが、同年7月1日には皇后とした²⁾。ときに天皇は15歳、皇后は既に27歳に達していた³⁾。このような不自然なやり方は、いうまでもなく、兼通が天皇との外戚関係を創り出そうとするための策であつた。更に兼通は、村上天皇の皇后安子から、関白は兄弟の順に任ずべしという書付を貰つており、円融天皇は母皇后の書付に従つて兼通を摂政に任じたといわれている⁴⁾。兼通は貞元2年(977)11月8日死んだが、死ぬまで彼は異常なほどの敬意を兼家に対してもやしていた。病床にあつた兼通が、病をおして参内し、除目を行ない、兼家の右大将を停めて治部卿に降したという『大鏡』(巻5)の記述は、極めて象徴的にそれを物語つている⁵⁾。

兼通の死後、兼家は頼忠に妥協的な態度をとり、天元元年(978)10月2日には右大臣に進んだ。同11月4日には兼家の娘詮子が女御となり、天元3年6月1日には懐仁親王を生んだ。兼家にとつては、懐仁親王こそ、将来の望みを托すべき唯一の人であつた。もちろん彼は娘詮子の立后を望んだが、その夢は頼忠の娘遵子立后によつて破れ、心中おだやかならぬものがあつたと思われる。円融天皇はその兼家の心情を想い譲位を決意したといわれているが、果してそれがいかほどの確からしさを持つかは知る由もない。しかし結果においては、天皇は皇太子師貞親王に位を譲り、同時に懐仁親王を皇太子に立てるということで兼家の要望に応えることになつた。師貞親王は花山天皇となつたのである。

そもそも師貞親王立太子の事情からして、伊尹が兼家の機先を制する意味で行なわれたものであつた。兼家が政権にありつくためには、何としても孫の懐仁親王を皇位につけねばならない。既に定つている皇太子師貞を廢することが不可能である以上、なるべく早く孫の懐仁を皇太子に据えて次期の権利を確保する必要があつた。イトコの頼忠は皇后の父ではあつたが、謹厳実直な性格でそれ故に政治的手腕あるいは謀略には全く不得手な人物であつたらしいし、亡き兄伊尹の子——即ち兼家の甥——義懐はまだ若年であり官位も低かつたから、娘詮子と共に円融天皇に圧力をかけて事を運ぶ条件はあつたと考えられる。師貞親王が即位して、一時的に政権への途がオアズケをくうかつこうになつたとしても、機会をみて花山天皇の退位を実現すればよい、と兼家は判断したのではないか。在位わずかに2年で花山天皇が退位したときの事情——兼家の陰謀による天皇の出家入道——は、一面では女御の死という偶然的事件をきっかけとしているとはいえ、兼家が計画的にその機会を狙つていたことを証するであろう。花山天皇は即位当時わずかに17歳、退位するとき19歳にすぎなかつた。『大鏡』や『愚管抄』の述べるような天皇出家の事情が真実を伝えているとすればまさに若年の天皇は兼家らの計画にうまうまとのせられたものというべきである。

結果論的であるが、花山天皇朝は、兼通から兼家の政権に至る間の、たんなるつなぎとしての意味しか持ちえなかつた。前述の天皇即位の事情よりして、この天皇朝の運命は既に即位と同時に決定づけられていたといえるのである。

註

- 1) 川上多助・綜合日本史大系第3巻『平安朝史(上)』589頁, 石母田正・松島栄一『日本史概説I』135頁, など。
- 2) 日本紀略・後篇6。
- 3) 日本紀略・後篇7・天元2年6月3日条によると, 皇后は同日33歳で崩じたとある。
- 4) 大鏡・巻5・兼通伝。
- 5) 日本紀略や公卿補任には10月11日のこととしている。

3. 花山朝の実力者

花山朝2年間の実質的な政権担当者が藤原義懐であつたとみるのは周く承認されている事実である。義懐は花山天皇の外叔父に当るから, 彼の権勢が伸長されたのも当然である。彼は天徳元年(957)伊尹の五男として生れた。母は中務卿四品代明親王の娘恵子女王であつた。天禄3年(972)正月7日従五位下に叙し, 天延2年(974)10月11日侍従, 同4年正月7日従五位上, 同4月18日右兵衛権佐, 貞元元年(974)11月14日昇殿を許され, 同2年正月7日正五位下, 同3年2月2日右近衛少将, 天元2年(979)正月29日美作権守, 同年7月1日春宮亮, 同5年正月30日備前権守, 永観2年(984)正月7日従四位上となつた(公卿補任)。花山天皇受禪の永観2年8月27日, 28歳の若さで蔵人頭に任じた。このとき, 彼と共に頭に任ぜられた藤原実資は, 先帝円融のときから引続いてその職に在つた(職事補任)。同9月24日には右近衛中将に昇り, 10月10日天皇即位の日に従三位, 同14日には正三位に叙せられた(公卿補任・小右記)。実資は, 同15日の日記に,

昨日叙正三位, 依御傍親所叙云々, 程不幾如何云々。

と記している(小右記)。義懐は, 翌寛和元年(985)正月23日に丹波権守に任じ, 9月14日には参議に任ぜられた。この日の除目につき, 実資は,

但三位義懐任参議, 中将如故, 雖無其闕臨時所任歟, 可奇々々, 公卿定員十六人, 而十九人, 如何々々。

と不満を洩らしている(小右記)。義懐は11月22日従二位に昇り, 12月27日権中納言に任じた(公卿補任)。右の如き昇叙・昇任は異例の早さである。それが, 天皇の外叔父たる関係から生じたことは, 実資が「依御傍親」と指摘した通りである。

義懐に協力した有力な人物の一人が藤原惟成である。彼は魚名の後裔で, 父雅材は村上天皇のとき蔵人になつた。惟成は東宮坊学士であつたが, 花山天皇踐祚と同時に五位蔵人に補せられ, 左少弁・民部大輔となつた(職事補任)。

花山朝において義懐が実力者であつたことは疑いないところである。『愚管抄』(巻3)は, この花山院には義懐の中納言こそは外舅なれば執政すべけれど, 踐祚の時は蔵人頭にこそ, 初て四位侍従にて任じて, やがてとく中納言になりて, 三条関白如元とておはしけれども, 国の政はおさえて義懐おこないけるほどに, ……

とのべている。藤原実資が義懐の異常な昇進に対して非難めいた批判をしたことは前にみたが, 惟成に対しても, いろいろな機会に非難している。それは専ら儀式に対するものであるが¹⁾ 先例に背く行為を批判し, 「是惟成等所行也」と名指している点にも, 実資の惟成に対する不満の感情がみえる。実資の抱いた感情は, 当時の公卿たちの等しく抱いた感情であつたと思われる。恐らく, 義懐・惟成等の勢力は当時の政界に在つて孤立した存在だつたと考えられる²⁾。

註

- 1) 小右記・永観2年11月22日条, 寛和元年11月21日条。
- 2) 公卿補任により花山朝廟堂の構成をみると次の如くである。

阿 部 猛

職 名	永 観 2・8・27	永 観 3	寛和 2・6・23
関太政大臣	藤原頼忠	→	× (退任)
左大臣	源雅信	→	
右大臣	藤原兼家	→	(転摂政)
大納言	藤原為光 源重信	→ →	
権大納言	藤原朝光 藤原济時	→ →	
中納言	藤原文範 源重光	→ →	
権中納言	藤原顕光 源保光 藤原義懐 藤原為輔	→ → → →	(3.12.27) → × (退任) (2.1.28) →
参 議	源忠清 藤原公季 大江齐光 藤原佐理 源伊陟 藤原時光 藤原為輔 藤原義懐	→ → → → → → → →	(転権中納言) (3.9.14) → (転権中納言)
非参議	藤原道隆 藤原義懐 藤原国章	→ → →	(転参議) × (3.6.26 死)

上表によつて判ることは、花山天皇退位後にその地位を失つたのは関白頼忠と義懐のみであるということである。このことは、廟堂において義懐が少なくとも公卿たちから孤立した存在であることを示し、逆に、公卿たちが少なくとも積極的に義懐に協力しなかつたことを示している。

4. 花山朝の政策

前述のように、花山朝2年間の史料は極めて乏しいのであるが、その中から問題となりうるような諸点を順次考えてみたい。

(A) いわゆる綱紀肅正……永観2年10月28日に除目が行なわれたが、同30日に、受領の兼官を悉く停止するという決定をなしている。しかして兼官の分は他人をそれに任ずるか、或いは停任せしめた(小右記)。円融天皇の天元5年11月17日に内裏に火災があつた(日本紀略・後篇7)。これは同年の天候不順の甚しかつたことと共に改元(天元から永観へ)の理由となつたものである(同上)。改元詔は大内記慶滋保胤の書いたもので『本朝文粹』(第2)に収められているが、それには「去

年(天元5年——阿部註)黍稷之遇災旱矣,民戸殆無天,宮室之為灰燼焉」と述べている。豊樂院も破壊していたので、寛和元年11月20日の大嘗会は大極殿で行なわれたが(日本紀略・後篇8),それより以前,同年2月15日にそのことは既に決定されていた(小右記)。22日の辰日節会は豊樂院で行なうべきものであつたが,これも大極殿で行なわれた(小右記)。豊樂院兩樓の作事は,2月15日の決定で,これを停止することにしたが,それは「為省諸国費」(同上)であつたという。これより前,永観2年10月14日には五節の過差を禁じ(同上),11月11日には「諸所饗祿」を禁制したが(日本紀略・後篇8),同じ年には詔によつて「減服御常膳」じた(同上)。以上は,いずれも儉約を旨とするものであるが,これは数年来の天候不順による凶作による処置であつた。先に述べた改元詔にもそれは記されているが,永観2年6月頃にも炎旱のため「米直騰躍,飢渴之基」(日本紀略・後篇7)といわれている。花山朝に入つてもこの事情は好転しなかつた模様で,永観2年11月はじめには降雨が続き,7日に神祇官陰陽寮をして雨のたたりを占わしめ(小右記),13日には伊勢以下11社に幣帛使を遣わして晴を祈らしめ(同上),翌寛和元年6,7月頃は炎旱により読経をしたり,16社に祈雨の使を派遣したりした(日本紀略・後篇8)。丹生使が大和国人に凌辱された有名な事件はこのときのことである⁷⁾。うち続く水旱の災のため,永観2年12月28日には詔して「公卿大夫及京官外国五位以上,職居官長,秀才明經課試及第名為儒士者」におのおの封事を上らしめた(同上,小右記,本朝文粹卷2)。

以上,造営を停止し,儉約をすすめ,封事を上らしめたのは,既に明かな如く数年前より続いた天災によるものであつた。これを天災と切りはなしてみることは妥当なやり方ではない。造営禁止以下の諸事はこの特殊な条件の下で理解しなければならぬし,これを花山朝の独自の性格から由来するものとするのは正しくない。『日本紀略』を通覧しても,前代の円融朝においても儉約をすすめるなどのことはしばしば行なわれているのであつて,花山朝に革新性を認めようとするのは無理である。

(B) 破銭法と估価法……永観2年11月28日に政府は破銭を嫌うを禁じた(日本紀略・後篇8)。この施策は寛和2年3月29日の估価法(同上,本朝世紀)と関係がある。『日本紀略』(後篇8)永観2年11月6日の条に,

近来世間錢嫌尤甚,適所取錢,号二寸半,銅錢原直也。

とみえる。右文中「二寸半」というのはよく判らない。国史大系本『日本紀略』は嘉永3年の山崎知雄校訂本を底本としたものであるというが,同校訂本の頭註には,色川三中(常陸の人)の曰くとして,

寸恐勺之誤,蓋謂以二勺半米替十錢也,當時賤於錢貨之極至于此矣。

と記している。「銅錢原直也」というのは,「錢貨は法貨たるの実を失い,地金と使用する意味であろう²⁾」といわれている。即ち,法貨の信用が全く地におち,諸人が貨幣の使用を好まなかつたのである。また寛和2年6月16日,政府は臨時奉幣使・諸陵使の派遣を定めたが,それは次の理由による。即ち,

從去年九月中至于今,一切世俗錢不用,交關之間不通,人民無不嗟歎,因茲件錢如例為令用(本朝世紀)

平安中期における金属貨幣流通の不振はよく知られているところであるが,永延元年(987)11月2日には,政府は檢非違使に命じて「加制止上下人々不用錢貨事」(日本紀略・後篇9)えしめ,同27日には十五大寺に7日間「祈錢可用之由」(同上)らしめた。さて,花山朝においては,前記の如く,永観2年11月28日に「被定嫌破銭」(日本紀略・後篇8)れたが,これも貨幣使用促進のための措置であつた。右の文は簡略にすぎ意味を充分うかがうことができないが,「破銭」ととくに記

したことは少し意味があるだろう。即ち、貨幣一般についてのべるというのではなく、「破銭」即ち文字通りの悪貨についてのべているのであろう。「嫌破銭」とは、いわゆる撰銭行為である。

いうまでもなく、わが国古代における金属貨幣の鑄造は、和銅開珎に始り乾元大宝に終る皇朝十二銭のみである。これが数量的に需要を満しえたか否かも甚だ疑問であるが、更に歴代の鑄貨の目的のひとつが、政府の収入源として考えられ、新鑄銭を実質以上の価値に通用させようとしたため、極めて信用をおとすことになった⁹⁾。いわんや「破銭」の場合、世人がその使用を嫌つたことは当然であつたと思われる。貨幣の不足は覆うべくもない上に、撰銭がしきりに行なわれるとすれば一層流通が阻害されることは必然である。

以上の如き貨幣流通の不振は物価と密接な関係を持つものである。貨幣に対する信用の失墜は即ち物価の騰貴という現象と一体のものである。永観2年「塩直一籠一貫六七百文、升別五六十文」となり、物価騰貴の有様をのべている。貨幣の不足と、当時の流通貨幣相互間の価値の差の甚だしいことが物価の不安定をもたらしたのである。そこで政府は寛和2年3月29日に京中沽価法を定めた。それに関する『日本紀略』(後篇8)の記事は「左大臣以下諸卿参仗座、被定沽価法」とあり、『本朝世紀』の記事は「此日、被定京中物直沽価法」とあるだけである。沽(沽)価法とは文字通り市易における物価法である。寛和以前に同様の例を求めると、天曆・応和の両年間に定められたことがある⁹⁾。天曆の沽価法については一、二の史料がある。即ち『日本紀略』(後篇3)天曆元年11月11日条に「諸卿被定雜物価直減定事」とあり、『貞信公記』同日条に「中使公輔来、賜諸卿定申雜物価直文」、16日条に「中使頭朝臣来云、諸卿定儉約法如此也、沽価定状下符畿内丹波等何云々」とある。応和のそれについては直接的な史料を見出しえない。ただ、同年7月28日、旧銭(延喜通宝)を停めて新銭(乾元大宝)の使用を命じたから(日本紀略・後篇4)、このことと関係があるであろう。

寛和以後においては、延久・保延・治承の各代に沽価法が定められている⁹⁾。沽価法というのは、本来、関市令にみえるものを指すのである。即ち「市司准貨物時価為三等」という条で、同一品目について3等の時価を定めるものである。寛和2年の沽価法はその内容を殆んど知ることができないが⁹⁾、それが「京中」沽価法であることはひとつ注意しておかねばならない。治承3年(1179)の沽価法を定めるとき、以前の沽価法に倣うべきか新例を立つべきか、ということを問題にし、次の如くのべているのは注目すべき点である。「其法可用寛和沽価之准直歟、又可依諸国当時之濟例歟、抑将新可被定下歟」⁹⁾。これによれば、寛和のそれが「京中沽価法」といいながらも、全国に適用される可能性を持つものであつたことが推測される。そしてまた、寛和の法がそれ以前の天曆・応和の法を踏襲したことも推測されるのである。

(C) 莊園整理令……花山朝の莊園整理令については、『日本紀略』(後篇8)永観2年11月11日の条に「停止格後庄園」とみえるのみである。ここにいる「格」とは延喜2年(902)格を指すことは疑いない。いわゆる延喜の莊園整理令は、延喜2年3月12日と同13日の両日にわたつて出された太政官符によつて内容を窺うことができるが、このとき、狭義の莊園整理令以外にも数条の官符が出されている。

先ず3月12日付官符(類聚三代格・卷10)は、「応停止臨時御厨并諸院諸宮王臣家厨事」というもので、内膳司所管の本来の御厨以外の公私の厨を停めたものである。その理由は「近辺百姓多失生産之便」というにある。

3月13日付官符は7通ある。順次それを見ると、

第1は、「応聴交替一度延期事」(同卷5)と題し、国司交替の期日についてのべたもの。

第2は、「応調庸精好事」(同卷8)と題し、調庸物の粗悪化を防がんとしたもの。

第3は、「応勤行班田事」(同卷15)と題し、班田収授を「一紀一行」とし、班田の励行を命じ

たもの。

第4は、「応禁止田租徴額事」(同巻15)と題し、参河以下16国に令したもの。

第5は、「応禁止制諸院諸宮及王臣家占固山川藪沢事」(同巻16)と題するもの。

第6は、「応禁断諸院諸宮王臣家假民私宅号庄家貯積稻穀等物事」(同巻19)と題し、官物を妨げるものを停めたもの。

第7は、「応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地荒田事」(同巻19)と題するもので、内容的に次の①～③にわけることができる。①今後の勅旨田を禁じ「令民負作」めよ、②百姓らが課役を通れんために「好属豪家、或以田地詐称寄進、或以舍宅巧号売与、遂請使取牒加封立勝」するを止めよ、③不法に占定せる閑地・荒田を収公するが、券契分明で国務に妨げなきはこの限りでない。

右の8通の太政官符は、それぞれ相互に深い関係を有するものであるが、狭義の荘園整理令は12日のものと、13日の第5～第7の4通である。更にこれを狭く理解すれば13日の第7がそれに当る。

花山朝永観の整理令は「格後荘園」即ち延喜以後の新立荘園を対象としたもので、それは前記第7官符に基づく政策の忠実な継承である。この場合、当然主要な審査対象として勅旨田があつた。永観2年12月8日、院(円融一阿部註)の封戸・勅旨田のことが定められたというが(小右記)、その内容は全くわからない。しかし、それが荘園整理策の一環であつたと推測することは妥当であろう。ところで、右の勅旨田の審議に先だち、3日前の12月5日、「応勤行雑事式箇条事」と題する太政官符(政事要略・巻57)が出され、そのうち1箇条が現在知られる。それは、諸国の大帳の記載する不課及び半輪のものをよく調査し「増益課丁」することを命じたものである。これまた荘園整理と目的を同じくする、律令体制維持のための方策である⁹⁾。

註

- 1) 日本紀略・後篇8・寛和元年7月14日条、小右記・寛和元年7月18日条。
- 2) 小葉田淳『日本貨幣流通史』7頁。
- 3) 小葉田淳前掲書6頁。
- 4), 5) 玉葉・治承3年7月27日条。
- 6) 参考史料として『政事要略』(巻82)に収める次の記事を掲げておく。
○刑部式云、贖銅銭者収囚獄司、省相共出納 寛和二年治御官符云、銅一斤百五十文
○又贖銅代銭、刑部省贖銅所去天慶三年用途勘文、兩別十文也、寛和治御法、銅一斤直六十文。
- 7) 玉葉・治承3年7月27日条。
- 8) 花山朝の荘園整理策と関連して想起されるのは、備前国鹿田荘における国司藤原理兼の「濫妨」という有名な事件であるが、これについては、西岡虎之助「寛和時代に於ける備前国鹿田荘」(歴史地理46～5)及び、藤井駿「備前国鹿田荘について」(魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』所収)に詳しいので、ここでは省略する。

5. 花山朝の評価

以上数項にわたつて、花山朝における政治の在り方をやや詳しくのべた。結局、以上を通じてみたところいえることは、花山朝にたく革新性を認めることはできないし、また「頗る活気に富んでいた」とか「政治らしい政治が行なわれた」ともいえない。花山天皇は踐祚のとき、わずか17歳の少年であり、実際の政治の上にその意志を表明したことは恐らくなかつたと思われる。印象批評的ではあるが、天皇出家の事情からみても、およそ「天皇親政」のイメージからはほど遠い。実質的に政治を担当したと考えられている藤原義懐も、若年の上、官位も低く、漸く参議・権中納言にすぎず、しかも廟堂において全く孤立した存在であつて、どれほどの政治力を期待しえたか疑問である。前項にのべた諸政策も、決して花山朝に独自のものがあつたとは考えられず、理想像化さ

れた延喜の治世の二番煎じにすぎなかつたのではないか。

外戚としての義懐の一時的権勢も、結局は藤原氏内部における主導権争いの単なる一幕として浮び上つた、泡沫的存在にしかすぎなかつた。藤原氏内部の、兼通と兼家の勢力争いの中で、いわば傍系であつた頼忠と義懐が手をにぎつた形——それが花山朝2年の実質であろう。従つて、重ねていえば、政権として独自の性格をこれに附与することはできないし、まして革新性は望みうべくもなかつた。